

うら面でチェック
するといいカモ!



タイショウカモ

あなたも
対象カモ!?まずは確認!

平成27年度

臨時福祉給付金

平成26年4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、平成26年度に引き続き給付金を支給します。
平成27年1月1日時点で長崎市に住民票がある方が支給対象になります。

支給対象者

市民税(均等割)
の非課税者

支給額

1人につき

6,000円

※課税者に扶養されている方や生活保護の受給者等は
除きます。

申請受付期間

平成
27年

9月1日(火)~平成28年
2月1日(月) 消印有効

長崎市から給付金の支給対象となる可能性がある方へ、8月下旬から順次申請書を送付します。
臨時福祉給付金の申請受付期間内に申請してください。申請受付期間後の受付はできません。
なお、申請書が届いても支給対象とならない場合があります。

申請方法

郵送により申請してください

平成28年2月1日(月) 消印有効

必要事項を記入、押印した申請書と本人確認書類のコピー及び口座確認書類
(「通帳」又は「キャッシュカード」)のコピーを同封のうえ、
返信用封筒で郵送により申請してください。
詳しくは、申請書に同封されているご案内をご覧ください。



または

窓口申請

受付場所:臨時福祉給付金室
(長崎市大黒町3番1号
交通産業ビル6階)
受付期間:平成27年9月1日(火)~
平成28年2月1日(月)
8:45~17:30(平日のみ)

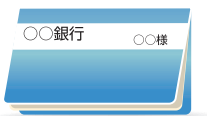
※窓口は混雑が予想されますので、
できる限り郵送による申請を
お願いします。



支給方法

口座への振込が原則です。

振込可能な金融機関口座をお持ちでない方は、長崎市臨時福祉給付金専用コールセンター(☎0570-011-920)
にご連絡ください。振込可能な金融機関口座をお持ちでない方は、支給時期が遅くなります。



支給・不支給決定通知

申請受付後、審査の上、支給要件に該当する場合は、支給決定通知書(支給予定日を記載)を郵送します。
支給要件に該当しない場合は、不支給決定通知書を郵送します。

お問い合わせ



いいきゅうふ
0570-011-920

※携帯からもご利用になれます。

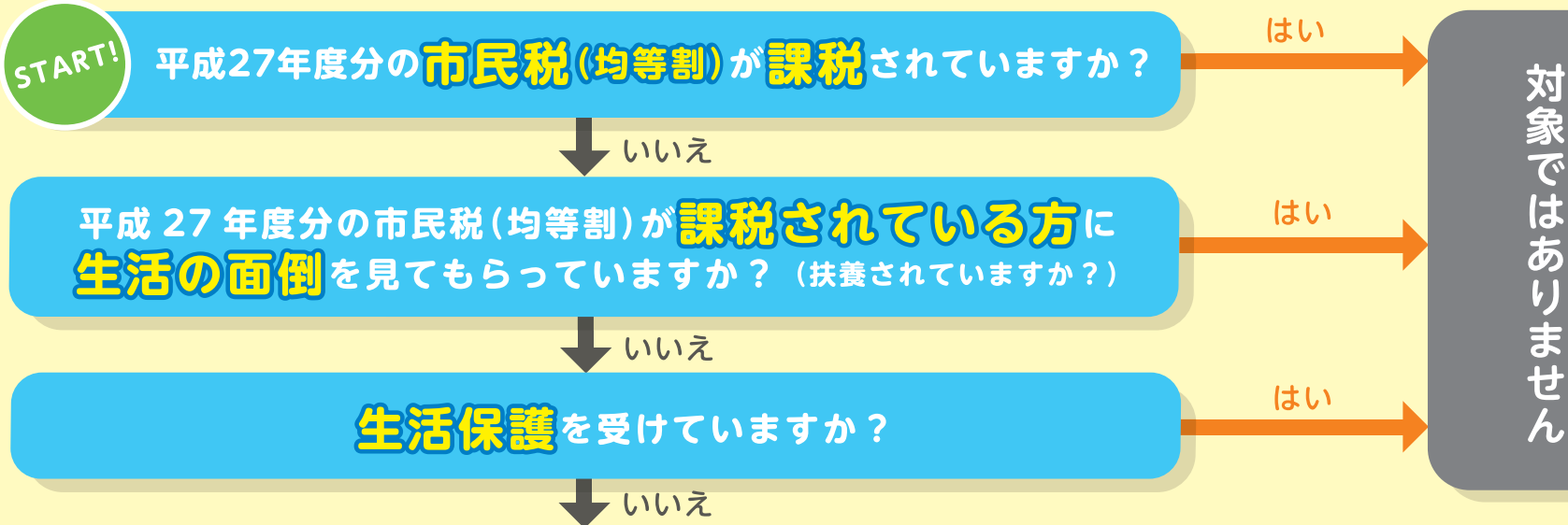
受付時間

平成27年 8/ 3(月)~ 8/28(金)9:00~17:00(平日のみ)
平成27年 8/29(土)~ 9/30(水)9:00~18:00
平成27年 10/1(木)~ 11/30(月)9:00~18:00(平日のみ)
平成27年 12/1(火)~
平成28年 2/29(月)9:00~17:00(平日のみ)

※申請受付は平成28年2月1日(月)(消印有効)で終了。

対象力モ!? 対象者診断チャート

基準日は平成27年1月1日になります。
※チャートはあくまでも一般的な
場合を想定しています。



臨時福祉給付金(6千円)の支給対象となる可能性があります。

給付金について Q&A



- Q** 基準日の翌日に引っ越した場合の給付金の支給はどうなりますか?
- A** 臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票のある市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続については、申請先の市町村にお問い合わせください。
- Q** 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の支給対象になりますか?
- A** 基準日(平成27年1月1日)に生まれた方は支給対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は支給対象となりません。また、市町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も支給対象にはなりません。
- Q** 長崎市外にいる配偶者(子ども等)に扶養されていますが、給付金の支給対象となりますか?
- A** あなたを扶養している方に平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていれば、臨時福祉給付金の支給対象とはなりません。
- Q** 臨時福祉給付金の支給額に加算はありますか?
- A** 平成26年度は、基礎年金等の受給者に対して5,000円の加算措置がありました。平成27年度は加算措置がありません。

申請書記入相談窓口

設置場所

市役所(本館1階特設窓口)、支所、滑石事務所及び行政センター

設置期間

平成27年
9月1日(火)~9月30日(水)
8:45~17:30(平日のみ)

※西部・古賀・戸石地区事務所、消費者センター及び三重地区市民センターへの設置はありませんのでご注意ください。

※申請書の記入相談をされる方は、混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※申請書記入相談窓口では、**臨時福祉給付金の申請受付は行いません。**

平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金について

6月上旬に子育て支援課から「児童手当・特例給付現況届」と一体となった申請書を送付していますので、「児童手当・特例給付現況届」の手続きに併せて申請してください。

なお、公務員の方は、所属庁から配布される申請書(平成27年6月分の児童手当の受給状況が証明されたもの)を、平成27年5月31日時点で住民票のある市町村に提出してください。長崎市からの支給対象となる方は、右の宛先に郵送してください。

平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」のどちらの支給要件にも該当する方は、両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。

〒850-8790
日本郵便株式会社
長崎中央郵便局郵便私書箱第140号
申請先 長崎市臨時福祉給付金室(公務員)
子育て世帯臨時特例給付金担当行

申請期間 平成27年 6月1日(月)~
平成27年12月1日(火) 消印有効

詳しくは

長崎市 臨時福祉給付金

検索



臨時福祉給付金QRコード



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- 長崎市や長崎県、厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めたりすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。
- 長崎市職員が、ご自宅へ直接申請書を回収に伺ったり、キャッシュカードや通帳をお預かりすることは、絶対にありません。

申請内容に不明な点があった場合には、長崎市から問い合わせを行うことがありますが、上記のような内容の不審な電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりした場合には、すぐに長崎市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。